

## 国土審議会第4回特殊土壤地帯対策分科会

平成20年2月18日

【大矢地方整備課長】 お待たせいたしました。定刻より少し早いですが、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

国土審議会特殊土壤地帯対策分科会の委員及び特別委員、総勢8名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただきましたので、ただいまから、国土審議会第4回特殊土壤地帯対策分科会を開催させていただきます。

私は、当分科会の事務局をお預かりしております国土交通省都市・地域整備局地方整備課長の矢野でございます。

審議に入りますまでの間、司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の冒頭につき、本日の会議の公開と、国土審議会に関する手続につきましてご説明させていただきます。国土審議会運営規則第5条第1項の規定によりまして、会議は原則として公開することとされておりまして、同運営規則第7条第5項の規定により、分科会にも準用されることとされておりまして、したがって、本日の分科会でも、会議、議事録とも原則公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壤地帯対策事業計画につきましては、法第3条の規定により、国土交通省大臣、総務大臣及び農林水産大臣が国土審議会の意見を聞いて定めることとされておりまして、

本日は、特殊土壤地帯対策事業計画（案）に対するご意見を分科会の議決として取りまとめいただくこととなります。この分科会の議決につきましては、国土審議会運営規則第7条第2項で、分科会の議決は国土審議会議長の同意を得て、審議会の議決とする旨の規定となっております。したがって、本日の分科会後に、分科会長名で会長あてご報告かたがたご同意をいただくという手続を進めまして、さらにその後、国土審議会議長名で関係する大臣へ意見を申し出るというような手続となります。

議事に先立ちまして、本日ご出席の当分科会の委員及び特別委員の皆様方をご紹介させていただきます。委員、特別委員の順でご紹介させていただきます。森地茂委員でござい

ます。

【森地委員】 森地でございます。よろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 磯部美津子特別委員でございます。

【磯部委員】 磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 井本郁子特別委員でございます。

【井本委員】 井本でございます。よろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 江頭和彦特別委員でございます。

【江頭委員】 江頭です。よろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 川野信男特別委員でございます。

【川野委員】 川野でございます。

【大矢地方整備課長】 中村浩之特別委員でございます。

【中村委員】 中村です。よろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 なお、加戸特別委員と高木特別委員は、ご都合により欠席との連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの出席者を紹介いたします。増田都市・地域整備局長でございます。

【増田都市・地域整備局長】 増田でございます。よろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 内波大臣官房審議官でございます。

【内波大臣官房審議官】 内波でございます。よろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 本分科会の庶務協力といたしまして、農林水産省からもご出席をいただいておりますので紹介させていただきます。中條農村振興局長でございます。

【中條農村振興局長】 中條でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 齋藤農村振興局企画部長でございます。

【齋藤農村振興局企画部長】 齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 永嶋農村振興局企画部農村政策課長でございます。

【永嶋農村政策課長】 永嶋でございます。よろしくお願いいたします。

【大矢地方整備課長】 引き続きまして、増田都市・地域整備局長よりごあいさつ申を申し上げます。それでは、増田局長、お願いいたします。

【増田都市・地域整備局長】 皆さん、おはようございます。国土審議会第4回の特殊土地地帯対策分科会の開催に当たりまして、私ども庶務を担当させていただいております。

ので、一言まずごあいさつを申し上げさせていただきたいと思います。

本日は、各委員の先生、各特別委員の先生方には大変ご多忙の中ご出席を賜りまして、ありがとうございました。お礼を申し上げます。

また、皆様方には、平素から特殊土壌地帯対策のみならず、私どもの国土交通行政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜っておりますこと、本席をおかりして、改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ちょうど第3回、前回が一昨年(2010年)の12月に開催させていただきまして、ちょうどその年明けの臨時措置法の期限切れを控えまして、この臨時措置法の延長等についてご審議いただいたわけでございます。その際、各先生方から大変貴重なご意見をいただきまして、集中豪雨、梅雨、台風等による災害がまだまだ頻繁に発生していると。今後とも長期的な対策が引き続き必要であること。さらには、それに加えて、そういったハードのみならず、情報整備等のソフト対策もより一層実施すべきだ等々、大変貴重なご意見をいただきまして、それを受けまして、対策を講ずべき地域が残っている等の現状にかんがみ、引き続き特殊土壌地帯対策は必要であるという旨の意見具申をいただきました。これを受けまして、おかげさまで、昨年の平成19年3月にこの法律の有効期限が5カ年間延長されたわけでございます。

冒頭、事務局からも申し上げましたが、そういったことで、今回の分科会は、この法延長を受けまして、特殊土壌地帯対策の新しい事業計画を、これから国として策定していく必要があるわけでございますけれども、本日の分科会は、この計画案につきましてご審議をいただくということがメインテーマでございまして、あわせまして、今後の特殊土壌地帯対策等の進め方につきましても、忌憚のないご意見を賜ればと考えております。

国土交通省といたしましては、本日の審議内容を踏まえまして、農林水産省をはじめとする関係省庁との緊密な連携のもとに、今後の特殊土壌地帯対策を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の先生方におかれましては、引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

大変簡単でございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

【大矢地方整備課長】      ありがとうございました。続きまして、特殊土壌地帯対策の取りまとめ窓口であります農林水産省の中條農村振興局長からごあいさついただきたいと思います。中條局長、よろしく願いいたします。

【中條農村振興局長】 ただいまご紹介いただきました農林水産省農村振興局長の中條でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより特殊土壌地帯対策及び農林水産行政にご理解とご支援を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

今ほど増田局長からお話ございましたように、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法につきましては、皆様のご支援も賜りまして、昨年3月に法期限を5年間延長する改正がなされまして、引き続き特殊土壌地帯対策を推進していくことが決まったところでございます。

特殊土壌地帯は近年、集中豪雨によります災害の多発など、依然として多くの課題に直面をしております。このような状況の中で、特殊土壌地帯対策として実施されます治山、治水、農地改良などの事業は、補助率の引き上げがなされておりました、災害の防止、農業生産性の向上を推進していく上で、地元の関係県に対する重要な支援措置となっているところでございます。このため、当省といたしましては、特殊土壌地帯対策事業計画につきまして、近年の情勢の変化を踏まえた見直しを行いまして、国土交通省をはじめとする関係省庁と連携しつつ、より一層の特殊土壌地帯対策の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、計画案につきまして、委員の皆様方にお示しするとともに、その背景となります特土対策をめぐる状況等につきましてご説明いたしますので、ぜひご忌憚のないご意見を賜れば幸いです。本日はよろしく願いいたします。

【大矢地方整備課長】 ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第、座席表、資料3、4でございます。参考資料が1と2でございます。よろしいでしょうか。不備がございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それから、先ほど個別にご案内しているかと思いますが、お手元のマイクロフォンでございますけれども、発言の際にはトークスイッチを押していただき、発言終了後、再度トークスイッチを押していただくようお願いいたします。1カ所が押されていますと、ほかのところを押せないという機能になっております。

それでは、次に、会議次第に沿いまして分科会長の選任に入りたいと思います。分科会長は国土審議会令第2条第4項の規定によりまして、当該分科会に属する委員のうちから

委員及び特別委員が選挙することになっております。当分科会所属の国土審議会委員は、森地委員お一人でございます。また、委員構成に変更はないため、事務局といたしましては、引き続き森地委員に分科会長をお願いしてはと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大矢地方整備課長】 ご異議がないようでございますので、森地委員に分科会長をお願いさせていただくこととしたいと思います。

(森地委員、分科会長席に移動)

【大矢地方整備課長】 これ以降の議事進行につきましては、森地分科会長に議事をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしく申し上げます。

【森地分科会長】 今、お選びいただきました森地でございます。ご専門の先生方、たくさんいらっしゃる中で恐縮でございますが、事務局からご説明のような事情のようでございます。全力を尽くして重責を果たしてまいりたいと思います。ぜひご専門のお立場から、忌憚のないご議論をいただいて、お役に立つような結論を求めたいと思います。よろしくお願いいいたします。

まず、早速ですが、次第によりますと、次は分科会長代理を指名することになっております。私といたしましては、まことに恐縮でございますが、特殊土壌全般に幅広いご見識をお持ちの江頭委員に分科会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、ご了解いただきましたので、江頭委員に分科会長代理をお願いすることとしたいと思います。

次に、議事に入らせていただきます。前回の第3回分科会では、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長についてご審議いただきましたが、本日は、法が5年延長されたことを受けて、国が策定する特殊土壌地帯対策事業計画の案につきましてご意見をいただきたいと思っております。

まず、資料3「特殊土壌地帯対策事業計画(第12次)の策定について」、及び資料4「特殊土壌地帯対策事業計画(案)」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【永嶋農村政策課長】 農林水産省農村政策課長の永嶋でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、早速ではございますけれども、資料3及び資料4、続けてご説明させていた

だきたいと思います。まず、資料3でございますけれども、横紙の厚い資料でございます。右側に資料3と書いてございます。「特殊土壌地帯対策事業計画（第12次）の策定について」という表題があります。これにつきましてまずご説明させていただきたいと思ひます。

表紙をめくっていただけますでしょうか。目次がございます。資料3では、1番目に特殊土壌地帯対策の概要を、2番目にこれまでの特殊土壌地帯対策の実施状況を、3番目には、ご議論いただきます第12次特殊土壌地帯対策事業計画（案）における新たな視点ということでご説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、1ページ目をお開きください。1ページにつきましては、特土法の概要でございます。特土法につきましては、特土地帯の災害防除と農業生産性の向上を目的としておりまして、昭和27年に5年間の時限立法として制定されたものでございます。先ほど中條局長からも発言がございましたように、昨年3月の法改正で5年間の延長がなされたところでございます。

この法延長を踏まえまして、右の図にありますように、法第3条の規定によりまして、国土審議会のご意見をお聞きいたしまして、特土計画を新たに設定いたします。その後、関係省庁や関係県と協力いたしまして、特土対策を着実に推進していくことになっております。

また、右下の地図をごらんください。現在の特土地帯の状況、水色で示されております。西日本を中心に全域指定県が5県、一部指定県が9県ということになっております。

2ページ目をお開きください。2ページにつきましては、特殊土壌地帯の特徴でございます。左上の四角の中でございますけれども、特殊土壌地帯につきましては、下の写真のところにございますように、シラス、ボラなどの特殊土壌に覆われていること。また、台風の来襲頻度が高いこと、雨量が極めて多いことなどから、災害が発生しやすく、農業生産にも不利な地帯でございます。また、右の表に整理してございますように、シラス、ボラなどの特殊土壌につきましては、降雨などによりまして崩壊が起きやすく、また、農業生産面でも保水力や肥料成分が乏しいなどの特徴を有しているところでございます。

次に3ページ目をお開きください。左側、上のグラフでございます。台風の接近・上陸回数を示しておりますけれども、過去56年のデータをとりますと、特土地帯では、そのほかの都道府県に比べまして約1.3倍と、台風の来襲頻度は高くなっております。1位は沖縄県で、これは別格なんですけれども、2位から4位につきましては、特土地帯であ

ります鹿児島県、宮崎県、高知県が占めているという状況でございます。

右のほうでございますけれども、梅雨期から台風期までの降水量を示したものでございます。地図をごらんいただきますと、濃い青色が降雨量の多い地域でございます。特土地帯では特に降雨量が多く、豪雨災害が発生しやすいということがうかがえます。

下のグラフでございますけれども、1時間雨量が50ミリ以上の大雨の発生回数を取りました。過去30年間を見ますと、特土全県指定5県は、そのほかの都道府県に比べて3倍以上も多いというグラフでございます。また、100ミリ以上でも同じような整理をいたしますと、全県指定県はほかのところ比べて5倍以上というグラフになっております。特土地帯が集中豪雨が発生している地域であるということがうかがえると思います。

4ページ目をお開きください。特土対策事業の推移についてでございます。左のグラフでございますけれども、特土対策の実績額の推移を示しております。直近の第11次計画では、5年間で約1兆5,000億円の実績額となっております。これらの事業の内訳につきましては、右の円グラフのとおりでございます。事業別のシェアは、治山、河川改修、砂防、農地防災等の国土農地保全対策が大体全体の3分の2を占めているという状況でございます。

各計画の詳細につきましては、5ページ目でございますけれども、時間の都合上、割愛させていただきたいと思っております。

次に6ページ目をごらんください。特土対策に対する優遇措置でございます。特土対策事業のメリットにつきましては、2点ございます。1点目は、後進地域開発特例法によります国の負担割合のかさ上げでございます。左のグラフでございますけれども、平成14年から18年における特土指定各県の国庫負担率の引き上げによる年平均のメリット額を示しております。国庫補助の引き上げ率につきましては、各県の財政力に応じて決まるわけですが、各県ばらばらでございます。全県では、年平均約23億円のメリットということになっております。

また、もう1つの主なメリットでございますけれども、右上のところでございます。農地保全整備事業のうち、シラス対策に係るものにつきましては、市町村等が負担して償還に充てるために起こした地方債の一部について、地方交付税による措置がなされているということで、近年、5年間の年平均では、約7億円のメリットがございます。また、右の下のところでございますけれども、その他の予算措置ということで、採択基準の緩和等がなされている状況でございます。

次に7ページ目をごらんください。特土対策の効果についてご説明いたします。左につきましては、大分県九重町と熊本県の小国町の例でございます。平成17年7月の梅雨前線による山地災害の状況を写真等で示しているところでございます。また、右でございますけれども、愛媛県新居浜市における砂防事業の事例でございます。砂防堰堤を設置いたしまして、台風で発生した土石流を捕捉いたしました。下流への被害を防いだ事例でございます。砂防堰堤のない隣接する河川、下の写真でもおわかりになるかと思えますけれども、ここでは、同じ集中豪雨によりまして、下流の人家に影響を及ぼしております。特土対策であります砂防事業の効果が顕著に見られる事例でございます。

次に8ページ目をごらんください。これも事例でございますけれども、島根県江津市における河川改修事業の事例でございます。左の写真のように、たびたび洪水被害を受けていた支流流域の谷住郷地区の事例でございますが、右の写真のように、堤防、河川トンネルの整備を行ったことで、その後の大雨では、洪水被害が大きく軽減しております。特に左下のグラフでございますけれども、家屋への浸水被害がなかったということで、防止されている効果でございます。

9ページ目をごらんください。これも事例でございますけれども、左は島根県雲南市における急傾斜地崩壊対策事業の例でございます。中盛地区では、人家の裏側でがけ崩れが発生いたしました。この写真のとおりでございます。擁壁を整備したことで、崩壊土砂が捕捉されまして、人的な被害などが防止された事例でございます。

右は鹿児島県の垂水市における農地保全整備事業の事例でございます。大きな被害をもたらしました平成17年の台風14号、これはまだ記憶に新しいものでございますけれども、上の左のグラフは、台風による農地・農業用施設の災害発生件数を示したものでございまして、事業を実施した区域は、事業を実施していない未施工区域の約5分の1という少なさでございます。

さらにその下のグラフでございますけれども、1ヘクタール当たりの災害復旧額について調べたところ、施工区域につきましては、未施工区域の約10分の1であるということでございます。災害防止や財政面においても、特土対策の効果が高いということがうかがえるかと思えます。

次に10ページ目でございますけれども、ここでは、特土対策のもう1つの目的でございます農業生産性の向上に関する事例を紹介いたします。鹿児島県の知覧町飯野地区の事例でございます。この地区につきましては、シラス台地でございます。降雨のたびに畑

地の侵食等を引き起こしておりましたけれども、農地保全整備事業を行いまして、排水路等の整備を行いました。事業実施に比べて、基幹的な作物でございますサツマイモ、これは左のグラフでございますけれども、サツマイモ、お茶の単収の増加に成功した事例でございます。

また、農家のアンケート調査、これは右のところでございますけれども、これを行った結果、事業によって災害の減少や生産性の向上が図られたと多くの方々が回答しております。これまでご説明したとおり、特土地帯につきましては、依然として災害に対する意識が高く、農業生産が低い地帯である一方、特土対策によって大きな効果を上げているということがうかがえるのではないかと考えております。

それでは11ページ目をごらんください。ここからは、今回、委員の皆様方にご意見を伺います第12次特土計画案について、見直しの背景となる考え方についてご説明いたします。今回の計画につきましては、これまでの計画内容を基本といたしまして、真ん中のところに欄がございますけれども、ここのオレンジ色の4つの新たな視点を今後の特土対策の必要な留意点として追加したいと考えております。

4つの視点につきましては、上から順番に申し上げますと、1つ目は、近年の気候変動による自然災害の多発であり、災害リスクが増加しているという観点でございます。

2つ目が、食料供給力の確保・強化でございます。食料自給率の低迷等を背景に、特土地帯においても地域の特色を生かした競争力ある農業振興が必要であろうという観点でございます。

3つ目がストックマネジメントの推進です。施設の更新・整備が増大する中、既存施設の有効活用によるコスト縮減の取り組みが必要であろうという観点でございます。

4つ目でございますけれども、地域コミュニティ機能の強化でございます。過疎化・高齢化が進展する中、防災事業を行う上で、地域住民の共同活動など、コミュニティ機能の強化を図るソフト施策との連携が非常に重要になってくるわけですが、そういう観点でございます。

それぞれにつきまして、この後、具体的なデータを示しながらご説明したいと思います。12ページ目をお開きください。先ほどご説明いたしました視点1の気候変動による自然災害の多発でございます。左下のグラフでございますけれども、特土全域指定5県における1時間降雨量50ミリ以上の大雨の年発生回数を時系列に並べたものでございます。各年度でばらつきがございますけれども、赤い色の横線、これは10年ごとに年平均を示し

たものでございますけれども、大雨の発生回数が近年増加傾向にあるということがうかがえます。

また、右側のグラフでございますけれども、過去10年間における災害の発生状況を示したものでございます。上は年間水害被害額、下は年間土砂災害件数ということで、グラフの青色が特土全県指定5県、薄い黄色がその他の都道府県でございます。ごらんのとおり、近年においても特土地帯においては、ほかの都道府県に比べて依然として多くの災害が発生しているという状況がうかがえるかと思えます。

次に13ページ目でございます。平成17年に日本列島に大きな災害をもたらした台風14号の災害の状況を示したものでございます。説明は省略いたしますが、特土地帯を中心に記録的な大雨や多くの災害が発生いたしました。このように、近年の気候変動による大雨などによりまして、特土地帯におきましては、今後とも自然災害が多発するリスクが増加していくものと考えられております。このため、今後の特土対策では、この点に十分に留意して取り組んで行く必要があるものと考えられます。

次に14ページ目をお開きください。新たな視点の2番目でございます。食料供給力の確保・強化でございます。現在、日本の食料自給率、カロリーベースで40%を切るという状況になっております。資料の左側のグラフでございますけれども、特土全域指定5県の農業就業率を示しております。ほかの都道府県に比べて、かなり農業就業率が高いという結果になっております。また、その下のグラフでございますけれども、特にかんしょにつきましては、全国の生産量の半数を占めるなど、特土地帯は全国的にも重要な農業地帯になっております。我が国の食料の安定供給の面からも、特土対策による基礎的な生産条件の整備によりまして、地域の特色を生かした競争力のある農業振興を行っていくことが重要になっていると思えます。

また、右側では特土対策事業によりまして農業振興が大きく進んだ事例を紹介しております。これは鹿児島県の曾於市の折田梶ヶ野地区の県営農地保全整備事業の事例でございます。この地区はシラス台地上の畑地帯でございます。豪雨のたびに表土の流出や浸食・崩壊を繰り返しまして、大きな被害を受けていた地域でございます。事業による排水路の整備などを行ったわけでございますけれども、これらによりまして大型機械の導入が可能となりました。労働力の節減や安定した収穫が可能になったわけでございます。これが下のグラフでございます。事業実施後は、かんしょやソルゴーの作業時間が大幅に軽減されまして、より意欲的な農業が展開されている事例でございます。

次に15ページ目をお開きください。ここも事例でございます。左の事例でございますけれども、宮崎県の日南市の大窪地区における県営農地保全整備事業の事例でございます。この地区につきましては、急傾斜地に造成されたミカン園で特殊土壌のため、台風や豪雨のたびに被害が生じていたものでございます。県営の農地保全整備事業によりまして、農地の侵食だとか崩壊が防止されました。ミカンのみならず、キンカンや日向夏など、多様な品種の生産だとか、品質の向上などが見られております。意欲的に農業が取り組まれている事例でございます。

また、右の事例でございますけれども、鹿児島県の南薩の事例でございます。この地区もシラスなどの特殊土壌地帯に覆われ、水に恵まれず、たびたび干ばつなどに悩まされていた地域でございます。生産性の低い農業を強いられてきた地区でございます。この地域に国営かんがい排水事業を行いまして、お茶や野菜を中心といたしまして、畑地かんがいなどを行いまして、それらの農業が定着しているところでございます。

下のグラフでございますけれども、お茶の例を見てみますと、作付面積が事業実施前の昭和45年から5倍以上になるなど、全国でも有数の農業地帯になっている事例でございます。

次に16ページ目をお開きください。先ほどの4つの視点のうちの、新たな視点の3つ目でございます。ストックマネジメントの推進でございます。左のグラフを見ていただけますでしょうか。内閣府の推計によりまして特土全域指定5県の治水、治山、農業部門での社会資本ストック額の推移を示したものでございます。2003年現在で、大体約13兆円のストックがございます。これまで特土対策で整備してきた多くの施設、かなりございますけれども、これらもそろそろ老朽化が進行してきておりまして、今後の施設の管理だとか、更新にかかるコストの大幅な増大が予想されているところでございます。このため、今後は施設を計画的に、また、効率的に管理するための総合的なストックマネジメントによるコスト縮減が必要になってきていると思われまます。

右は、ストックマネジメントの導入の事例でございます。グラフで示してございますけれども、予防保全的な対策を適切に行うことによって、施設の長寿命化を図りまして、コストの節減に努めていく取り組みが必要になってきております。

次に17ページ目でございます。最後の視点、4つ目でございますけれども、地域コミュニティ機能の強化でございます。左のグラフでございますが、青線が特土全域指定5県の65歳以上の高齢化率、黒線がほかの都道府県の高齢化率でございます。特に特土地

帯では、高齢化が進行しております。

また、右上の表でございますけれども、特土全県指定5県の過疎地域市町村の占める割合でございます。特土地帯では、ほかの都道府県と比べて過疎市町村が多くなっているという状況を示しております。

下のグラフでございますけれども、特土全県5県とそのほかの都道府県におきまして、農業用排水路の泥上げなどの共同作業の状況について、2005年を基準に5年前とどう変わったかということを示したグラフでございます。農村のコミュニティーの度合いをここで示そうというわけでございますけれども、上のグラフは年間作業回数を示しております。黄色が5年前と変化なしということになっておりまして、作業回数は5年前とほとんど変わりはありません。しかし、下のグラフ、これは作業回数、作業1回当たりどのくらいの参加者が来られたのかということを示したものでございますけれども、水色が5年前から減少した率でございます。かなり減少している、1回当りに参加する人数が減っているということになっておりまして、特土地帯ではそのほかの都道府県に比べて、こういう共同作業の回数は同じですけれども、参加者が減っている。

このように、特に特土地帯では過疎化・高齢化の進展によります集落コミュニティーの機能が低下しておりまして、それに伴って防災機能も弱くなっているのではないかということを示しているグラフでございます。

次に18ページ目でございますけれども、農村コミュニティー機能が減少しているというものの対策を示しております。地域住民の共同活動によりまして、施設の適正な維持管理を強化して、災害を未然に防ぐ取り組みは今後必要になっております。ここでは2つの事例を示しております。左が農林水産省で進めております農地・水・環境保全対策事業によります事例でございます。この地区では、農業者のみならず、非農家も含めた協議会を立ち上げまして、地域ぐるみによって水路の泥上げ、草刈りなどの共同作業を行っているところでございます。

右は、これも農林水産省で進めております中山間地域等直接支払い交付金を活用した事例でございます。地域で水路兼用道路などの維持・管理を行いまして、災害を未然に防ぐ取り組みを行っている事例でございます。

次に19ページ目をごらんください。ここでは鹿児島県霧島市の取り組みの事例を紹介しております。県、NPO法人が一般市民参加のもと、ハザードマップの作成に関する勉強会を開催しているところでございます。ハザードマップの作成過程を通じまして、地域

住民が危険区域、避難場所を確認いたしまして、より安全に避難ができるよう、取り組みを行っている事例でございます。

以上、見直しの背景となります考え方につきましてご説明をいたしました。

続きまして、この背景を踏まえました具体的な計画案ということでご説明をさせていただきたいと思っております。別冊の資料4、これは縦長のペーパーでございますけれども、こちらをごらんください。右の上のところに資料4と書いてございます。特殊土地地帯対策事業計画（案）でございます。赤書きがこれまでの計画から変更した部分でございます、その中でも下線部が新たな視点を踏まえた主な変更箇所でございます。

1ページ目でございますけれども、1.でございますが、計画策定の意義でございます。特土対策の必要性などを記述しております。中央付近の下線部でございますけれども、防災面での対策の必要性といたしまして、新たな視点の1つ目で述べたように、「近年では気候変動が要因と見られる甚大な自然災害が多発している」との文章を加えました。これらのリスクに十分に留意する必要があることを示させていただいております。

2点目でございますけれども、その下の下線部でございます。新たな視点の2つ目の食料供給力の確保・強化の観点でございます。「地域の特色を生かした競争力のある農業振興」を加え、我が国の食料の安定供給からも、これらの取り組みが重要である点を示させていただいているところでございます。

一番下の下線部でございます。新たな視点の3つ目のストックマネジメントの推進の観点を盛り込んでおります。既存施設の有効活用も含めたコスト縮減の取り組みが重要であるということを示させていただいているわけでございます。

次、2ページ目をごらんください。2.でございますけれども、特殊土地地帯対策事業の内容を記載しております。治山、治水などの特土対策事業の内容でございます。（1）の治山の部分を変更してございますけれども、これは長期計画であります森林・林業基本計画が見直されたことによりまして、それにあわせて記載内容を変更したものでございまして、そのほかにつきましては、これまでの計画と同様にさせていただいております。

3ページ目をごらんください。3.でございますけれども、ここでは特殊土地地帯対策事業の実施に当たっての配慮を記載しております。（3）ではソフト施策との連携において、新たな視点の4つ目でございます地域コミュニティ機能の強化の観点として、「ハザードマップ等による」を追加いたしました。災害危険区域の周知や警戒避難体制の整備をより充実させる必要がある点を示しております。また、近年の過疎化・高齢化の進展に

よりも防災機能の低下を防ぐ観点から、この下線部でございますけれども、地域住民の共同活動等によるコミュニティー機能の強化を追加いたしました。これらのソフト対策をあわせて実施していくことが重要であるということを示させていただいているわけでございます。

以上、資料3と資料4の説明を終わらせていただきます。

【森地分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから、ご説明いただきました特殊土壌地帯対策に関する対策のあり方、それぞれのお立場から、冒頭、両局長からお話がありましたように、幅広いご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【江頭委員】 1件質問ですけれども、資料3の17ページの右側のほうに、特土全域指定5県の過疎地域率がありますね。鹿児島が87.5に対して、宮崎は56.7ですね。両県でかなり違うし、事例報告でも、鹿児島は多いのですけれども、見たところ、宮崎はあまりないですね。これは何か違いがあるのでしょうか、もしよろしければ。

【永嶋農村政策課長】 この統計につきましては、過疎地域のとり方でございますけれども、過疎法で指定されました過疎地域ということで、過疎地域につきましては、過疎法の指定につきましては、人口の減少率とかそういったもので指定されていると思っておりますけれども、その部分を集計したということでございます。

【江頭委員】 わかりました。

【永嶋農村政策課長】 ただ単に市町村を集めて、市町村の割合を示しておりますので、面積的には全体どうかというのはございますけれども、市町村がこういう状況であると。特にそのほかの都道府県と比べて、この5県につきましては、過疎地域に指定された市町村が多いということを示しております。面積ではどうかということになりますけれども、市町村数で示したものでございます。

【森地分科会長】 箇所数はいかがですか。鹿児島は箇所数が少ないですか。

【川野委員】 南さつまの市長でございますけれども、今の数字でございますが、今度、合併したことによって、若干データの実態が違っているんじゃないかという感じがしないでもないんです。例えば、この数字がどっちに入っているかわかりませんが、鹿児島市は過疎地域を含んでいるところと合併いたしました。そうしますと、新たな鹿児島市を含めた、ここまで過疎地域としてのデータに入っているのかどうか。従来は入っていなかったはずでありますけれども、それによって大分、これはしばらくの間の話かもし

れませんが、数字は違うんじゃないかなという気がいたします。よくわかりません。

【森地分科会長】 ありがとうございます。どうぞ、そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

【川野委員】 1つお尋ねいたしますけれども、今ご説明いただきました資料4の2ページでございますけれども、(2)治水のところに、災害時要援護者、具体的にどういうことをイメージしているのかということがおわかりだったら教えていただきたいんですが。

【永嶋農村政策課長】 前回、災害弱者関連施設という表記をさせていただいておりましたけれども、これを災害時要援護者という形で示させていただきまして、例えば避難所だとかそういったことを示しているという状況でございます。特に災害弱者の方ですね。例えば高齢化が進んでいる地域が多いわけですので、そういった施設の避難とか、そういったことがスムーズに進むようにということで、この部分につきましては追加したものでございます。

【川野委員】 はい。わかりました。

【中村委員】 資料4のところなんですが、最初の計画の策定の意義のところ、別に「等」という言葉が入っているのでもいいのかなと思うんですけれども、過疎化を押し上げた原因に、土砂災害の問題がかなりあると思います。今回は気象変動で雨がいっぱい降り、土砂災害が多発するということですがけれども、地震を考慮することも大切だと思います。例えばシラスとかマサのところでは地震が起これば必ず崩壊が起こって、それで災害が大きくなるわけですがけれども、一言「等」という、例えば3行目、「侵食を受けやすい土壌で覆われていること等から土砂災害などの災害が発生しやすい」ということのところにもう少し地震対策を言葉として入れておいてもいいと思います。中越は特殊土壌ではないんですが、崩壊や地すべりが多く発生しました。地震対策を考えると、火山堆積物というのは粘着力がないので、地震で非常に崩れやすいんです。雨と同じように、ほかのところと比べて崩れやすいので、何か書いておいてもいいのかなという気がします。「等」でひっくるめてしまわずに地震のことも書いていただいてもいいと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

【永嶋農村政策課長】 そうですね、ここで災害という形で、先ほど資料でもご説明させていただきましたけれども、特にこの特土地帯での災害ということで、台風のコースにもなっているということで、洪水被害がかなり顕著にあらわれているということで、こう

いう形で書かせていただいております。また、地震につきましては、例えば大規模地震ということで、それぞれ法律があるかと思えます。東南海・南海地震、首都ですね。それから、北海道とか東北がありますけれども、ここの鹿児島とか、宮崎は一部入っているかもしれないけれども、この部分につきましては、特に大きな、一部指定になっているところもありますけれども、特殊土壌地帯だからといって、そういった網をかぶせているという状況ではないかと思えます。

ただ、こういう土質でございますので、地震に対する対策につきましても、十分に配慮していかなければいけないと考えております。そのためには、事業につきましては治山だとかそういったものも、この中に含まれているわけでございます。

【森地分科会長】 ありがとうございます。じゃ、どうぞ。

【井本委員】 すみません。全体の中で、ハザードマップのところ、非常にきれいな地図がつけられているのがすばらしいことなんじゃないかなと思うんですけど、このほかにも、例えば特殊土壌地帯ということではありますけれども、さまざまな特殊土壌地帯ならではの自然資源があると思えますし、それから、治山、治水という治山の部分では、どこにどういう森林があり、どういう状態にあるのか。あるいは河川がどのぐらいの出水域からどういうところを流れてきて、災害に至っているのかという、さまざまな自然の状態を、資源あるいは環境のベースマップとして整備していくことで、もう少し総合的な対策が見えてくる部分もあるでしょうし、あるいは、住民に対しても説明しやすいものが出てくるのではないかと。あるいは、森林資源の中でもレクリエーションとか、あるいはさまざまなよい面ですね、環境のすばらしい面での資源の分布をあらわしていくことで、先ほど過疎化の問題が出てまいりましたけれども、都市住民を過疎地に呼び込んだり、一緒にいろいろな資源の開発をしたり、一緒に遊んだりというレクリエーション的な面も含めて、対策ができるのではないかと思えます。

そういう意味で、総合的な資源マップ、自然資源、あるいはハザードマップみたいなものを災害だけではなくて、広げてつくっていくことができれば、非常におもしろいものになるのではないかと思えます。

【森地分科会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【永嶋農村政策課長】 今、貴重なご意見をいただきました。特殊土壌地帯につきましては、先ほどの資料にもございますように、過疎地のところが多いということは、逆に申し上げますと、非常に自然がまだまだ残っているところがありまして、風光明媚なところ

がまだまだ残されているという状況でございます。こういったものを地域資源として活用して、例えば都市の人から来てもらうために、こういうGISを活用するといったことは、今後、各事業の中でもやっていきたいと考えております。資源マップといいましょうか、そういったものをつくっていききたいと考えております。

また、各事業ごとにGISをかなり取り入れて、それぞれ事業に用いたり、それからまた、ハザードマップをつくる时候にもGISをかなり活用しておりますので、その中のレイヤーとして、そういう資源を入れて、ほかにも活用できると。そして、せっかくみんなが集まるものですから、災害だけじゃなくて、ここでこういうのをやったらいいんじゃないか、ああいうふうにやったらいいんじゃないかと、そういう地域振興にも使えるんじゃないかと思っておりますので、ご意見を伺いまして、今後、検討していききたいと思っております。ありがとうございました。

【井本委員】 それに関してよろしいですか。GISの整備ということで伺いたいところでもあるんですけども、地理情報基本整備推進法でしたか、制定されまして、それを受けて、大きく特に特殊土壌地帯で早くGIS情報の整備推進ということは実際考えられておられますでしょうか。

【永嶋農村政策課長】 特に特殊土壌地帯で整備を促進するよというのはなかったと思っておりますけれども、ただ、我々が特殊土壌事業としてやっていく事業には、河川、治山、農業農村整備事業等がございますけれども、特に災害の多いところでございますので、こういう部分につきまして、重点的にこういうGISを活用したハザードマップといったものをつくっていく必要があるのではないのかなと感じております。

【森地分科会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【磯部委員】 資料4のソフト施策との連携というところに、コミュニティー機能の強化というのがございますけれども、今、過疎地域では、なかなかコミュニティーの範疇が分かり難いことやコミュニティーというのが成立しにくいような状況にあるとおもうのですけれども、そのあたりをどのようにお考えですか。

【永嶋農村政策課長】 なかなかコミュニティーといっても非常に広い範囲の定義なものですから、具体的な話をさせていただきますと、おそらくコミュニティーの中には、集落内でのコミュニティー、集落間でのコミュニティー、集落と都市とのコミュニティーといったものがあるのかなと考えております。そして、ここでのコミュニティーにつきましては2つ目的がございます、1つは防災のためのコミュニティー、もう1つは農業生産

を向上させるためのコミュニティー、これらを進展させていきましょう、強化していきましょうというものでございまして、防災のためのコミュニティーということであれば、例えばこういうハザードマップをつくったり、青年団をつくったり、震災のための、いざというときのNPOをつくったり、そういったものが当たるのではないかと思います。特に災害ですと、自助、共助、公助、これが非常に重要になりまして、このバランスが非常に重要になります。コミュニティーにつきましては、そのうちの共助に当たるのかなと思っておりますけれども、これを進展していきたいと思っております。また、農業の振興ということでは、先ほど申し上げました農地・水・環境保全対策事業のようなものを使って強化をしていこうかと考えております。

先生ご指摘のどの範囲なのかということになりますと、過疎地域もございまして、都市的などころもございまして、それぞれその状況に応じて対策をつくっていく必要があるのかなと考えております。

【磯部委員】 その点、なかなかコミュニティーが、こういった特殊土壌地帯と言われる地域のところでは、成立しにくいなということと、今やっと地域の活動が見直されるようになって、地域に自治が戻されるような状況になっていて、自分たち本来の自治の営みを非常に言われるようになってきているところから、例えば資料4の2の要件にしても、地域の特色を生かした競争力のある農業振興があるんですが、もう少しそういった意味合いでは、自分たちのという内発的なところの意味合いを入れていただければいいのかなという気もしたんですが、自分たちで地区・集落に対しての帰属意識が強いことから、有効活用していくところとか、そういった部分も、この農業の施策の中で出てきていると思っております、非常に期待しているんですが、してもらおうとか、していただくとかという状況から、少し自分たちでいろいろなことをやっていこうじゃないかとか、そこでコミュニティーももっと大きくとらえて、川沿いの地域全体で考えようとしている状況とかを受け止めても含めると、もう少し広く身近な自分たちの地域の活動を担うという自治機能の強化と福祉型コミュニティーとしてとらえたいなと思っております。

【永嶋農村政策課長】 そうですね、農村のコミュニティーをどんどん、このままでは崩壊してしまうわけですが、そこにいろいろな施策、例えば先ほど申し上げました農林水産省では、農地・水・環境保全対策事業、中山間地域の直接支払い等をして、伺っているところですが、何よりもまず、地域の人たちが自分の地域のことをよく知ってもらって、地域力と我々は呼んでいますけれども、その地域力をどう生かし

ていくのかということを考えてもらうことかなと思います。

そういった中で、コミュニティーが生まれてきて、これはどういうきっかけでもいいと思います。直売所をつくって、それをやっていくとか、豪雪地帯では、雪かきを契機にコミュニティーができてきていると。そういったものをだんだん発展させていくということに我々はお手伝いをさせていただければありがたいと思っておりますので、ぜひとも地域の人たちが自分の地域力、地域の資源をどんどん活用してもらって、そして防災にも農業振興にも役立てていくという方向を、各事業ともいろいろなソフトがございますので、そしてまた、地域コミュニティーといったものがだんだん注目され始めておりますので、今後、事業を行う中で検討させていただければありがたいと考えております。

【森地分科会長】 どうぞ。

【川野委員】 27年以来、こうした施策をやってきていただいているわけですが、すけれども、特にハード面についてはかなり進んだ面もあるのではないかなと思いますけれども、この前延長するときに議論もありましたとおり、まだまだ不十分だと、特に私もシラスの多いところは、これで終わりということはほとんど考えられないぐらいの状況なんです。したがって、これからまだまだということなんですが、特に今回の記述の中にもありますけれども、気象変動による新たに災害が発生する可能性、あるいはこれまでいろいろな対策を講じてきたけれども、これでは不十分だということもあちこち出てきているんです。

実は、昨年7月に私のところでも大雨が降りました。非常に危険な箇所もあるものから、状況はどうなんだろうということで、状況を調査してありましたところが、地域の人たちは、もう昔から自分たちはここに住んでいるよ。あそこにはこういう防災対策も講じてくれた。だから安心だろうということでありましたけれども、夕方、私が現場に行きますと、到底安心である状況じゃない。かつてつくった堰堤がもう壊れちゃって、そこから鉄砲水のようなものが出てきている。これはもうしょうがないということで、現場、7時ごろだったと思いますけれども、急遽避難勧告をする、こういう対応をいたしました。そこでは、前後、その期間に3回ほど8日間ぐらい避難せざるを得なかった。これもまさに特殊土壌地帯の特徴なんです。そして、かつて防災対策を一部してありましたけれども、これでは不十分だという状況であったわけでございます。まだまだそういう箇所は、私どももの地域にはたくさんあるんだということが1つでございます。

それと、今回の記述の中でソフト面の充実というのが出ておりまして、私は非常に大事

なことではなかろうかと思っておりますが、先ほどの議論にも少々あったと思いますが、水路をつくる防波堤、砂防堰堤などをつくる、その管理をどういう形でできるかといいますが、高齢化しておりますという、ほとんど管理が難しい。特に農業の関係の施設については、土地改良区などが管理をいたしますけれども、その土地改良区の農業者というのが高齢者になってきますという、なかなかそうした管理ができないというのが実態でございます。

この資料の18ページですか、こういうことで、地域の人たちが共同でこういう活動をするんだと、こういうこともそれぞれ進めておりますけれども、問題は、こうしたことをいろいろやるについては、やはり私ども市町あるいは県、財政的にどういう支援ができるのか、こういうことはやっぱり関連が出てくるわけでございます。先ほど磯部委員からお話がありましたけれども、ハザードマップもそれぞれつくって、お配りもいたしてございます。ただ、どういう内容のものにするかということになりますと、かなり専門的な調査も必要でございます。印刷をいたすにしても、かなり経費がかかります。やりたいんだけれども、なかなかそこまで手が出ないようなというのが現場の実態でもあるわけでございます。これからやはり、こうしたハード面だけでなく、ソフト面の、どのようにきめ細かく対応していくかということが大変重要なことではなかろうかという思いをいたしているところでございます。

それと、対象としている事業でございますけれども、これも何回か見直しなどをされておりますが、やはり私ども現場におりますと、非常に日常的なといいましょうか、生活に密接した道路でありますとか、排水路でありますとか、こういうものが一番そういう危険にさらされるような状況になるわけでございます。まさにやっている事業というのは、市町村の事業をどのように、こうした支援策の中で対応できるのかということでございます。

これまで、補助率等のアップについては、それぞれやっていただいておりますが、鹿児島県としては、かなり高額のこうした補助率アップによる支援をいただいておりますが、これが市町村末端にもう少し及ぶといいましょうか、効果のあるような方法というのは、今後はやっぱりそこまで考えていただく必要があるのではなかろうかと思っております。よろしく願いをいたしたいと思えます。

【森地分科会長】      どうもありがとうございます。どうぞ。

【永嶋農村政策課長】      貴重なご意見ありがとうございます。2点ご意見をいただいたかと思えます。まず1点目のソフト事業が重要であるということでございますけれども、

これはまさにそのとおりでございまして、できる限りこの中でも反映させていただきました。災害ということになりますと、なかなかハード面だけでは全部は講じ切れない、防げないという状況がございまして、どうしても生命を守る、最低限生命を守っていくという発想が必要になってくるかと思えます。そのときのために、ソフトということで、どこに逃げたらいいのか、ハザードマップをつくろう。そして、老人がいるところについては、だれが助けるんだとか、日ごろからそういう訓練をして、ソフト体制をつくっていく、地域のコミュニティーを構築していくといったことが必要になってくると思えますので、委員のご指摘を踏まえながら、今後、各事業でそれらをやっていきたくて考えております。

それから、対象としての事業につきましても補助率アップ等、特に市町村営事業についてというご指摘だったかと思えますけれども、これにつきましては、地財も含め、採択基準も含めて、今、いろいろとやっているところでございます。今後の課題ということで、引き続き検討させていただくということでよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

【森地分科会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【江頭委員】 今回の新たな視点4つに対しては基本的に賛成いたします。資料4の感想を言いますと、資料4の計画策定の意義のところにあります、気候変動が要因と見られる甚大な自然災害ですけれども、私、九州に60年おりますけれども、最近やっぱりひどくなります。だんだん亜熱帯化しているのを肌で感じております。降れば急に降って、激しく降って、すぐやんでしまうということをだんだん感じております。

それから、地域の特色を生かした競争力のある農業振興というのは、九州各県、沖縄まで入れまして8県、それぞれの県が競争と協調を持ちながら、それぞれ特産のある農産物をつくっておりますし、コミュニティーに関しましては、例えば道の駅が各市ごとにできているのは、あれはやっぱり1つのコミュニティーのあらわれじゃないかと私は考えておまして、車で走りますと、各町とか村ごと、市とかにそういうのがありますので、そういうのがあるだろうと。

問題は、つくる時、どこがリーダーになるかです。自治体がやるのか、あるいはリーダーをつくるのか。前は、農村にはそれぞれ青年団とか婦人会とかそういうのがあって、ここにつくってあったんです。それがだんだん崩壊していると。それを新たにつくるとした場合にリーダーは要るだろうと。そういう補助もあるのか、あるいは実際やっていただけるのか、そういうのが気になりますし、コミュニティーのとらえ方はかなり難しいと思

いますけれども、例えばアジアあたりでも、森林あたりはコミュニティーがだんだん支配は持ってきているということになっておりますので、やっぱり地域住民の力を、漠然としておりますけれども、地域住民の力をだんだん強くしていったって、守っていくというのが、先ほど言いました共助とかそういう関係でいくのが大事ななという気はしております。

以上です。

【森地分科会長】      ありがとうございます。

私からも意見と質問が1件ですが、意見のほうは、前にも申し上げたんですが、ハザードマップ、これはお役所がつくったときにやるものですから、河川系は河川系、地震は地震系、消防は消防、交通事故はまた別と、こういうふうにはばらばら来て、私は住んでいるところで広報が来ると、一遍にすればいいのにといつも思っています。たまたま私、土木学会の会長のときに、そのことが気になって、いろいろなお役所にご協力いただいて、子供の教育のDVDとテキストを3冊つくりました。小学校の低学年用と高学年用、それから大人も含めてそれ以上。もう4年ぐらい前になりますか。文科省が随分気に入っていただいて、小学校は全国2万4,000あるんですが、4割ぐらいのところに行き渡っているはず。そのときは、民間からも寄附をいただいて、寄贈していただく。ただ、埋もれちゃしょうがないので、使うと言われた先生から要求があれば、寄贈していただくという方式をとりました。もう改善はされていると思いますが、当時、宮崎が普及率最低で、土木部長にお願いしたことがありましたけれども、何か最近また災害の対策とか、そういうことがございますので、多分自治体、国交省の事務所だとか、あるいは小学校、一定の比率のところにあると思いますので、ぜひお使いをいただければと思います。もう寄附は当分難しいかと思いますが、お使いいただければと思います。

2点目は、資料3の4ページ目で、11次のときに総額が随分落ちてきています。条件不利地域のいろいろな法律があって、先週まで作業を続けていました国土形成計画、私、計画部会長だったんですが、条件不利地域の法律を抜本的に組みかえたらどうかということは何度も何度も申し上げております。理由は、予算、財政制約からだんだん減ってくるときに、多くの条件不利地域の対策は、公共事業をやると自己負担率が少なくなるというそのメリットしかない。実態はもっと他のいろいろな政策をやらなきゃいけない、公共事業費は削られる、じり貧になって、ほんとうに手を差し伸べなきゃいけないことができなくなっちゃう。そういうことをどう考えるのかという、こんなことを思っていました。

その中で、この特殊土壌地帯だけは別で、ハードをやらなきゃ多分、ソフトだけじゃ話

にならないという社会かなと思いますが、そんな中で減ってきているのをどういう理由でどうお考えになっているのかというのは、これは質問でございます。

【永嶋農村政策課長】 4ページ目の左のグラフの特土計画の実績額の推移のところでございます。第10次までは、これ、平成9年から13年までの5年間の計画だったわけですけれども、全体の金額を示して、これでいこうという形で、目標について金額を示していたわけでございます。その後、公共事業の見直し等が相当いろいろなところで行われまして、第11次からは、金額を載せることをやめたわけでございます。そして、公共事業全体として、金額自体が相当減っている。おそらく平成9年ぐらいをピークに、今は全体で半分から3分の2ぐらいに、公共事業の総額が減っているという状況にあるかと思えます。そういうあおりを受けて、この特殊土壌地帯の対策であります治山、治水、農業農村整備事業も全体的に減ってきているという状況にあります。

【森地分科会長】 その傾向はまだ続くと。

【永嶋農村政策課長】 公共事業の見直しにつきましては、バブル前、平成2年に戻そうということですが、毎年3%ずつぐらい公共事業は総額が減らされているという状況でございます。ただ、我々といったしましては、特殊土壌地帯、こういう災害が多発しているということを踏まえて予算要求等も行って、どうにか食いとめていければと考えておりますけれども、何せ全体、公共事業の中での話でございますので、どこまでできるかわかりませんが、精いっぱい特殊土壌地帯の状況を踏まえて予算要求を行っていきたいと考えます。

【森地分科会長】 どうぞ。

【川野委員】 その場合に、先ほど来、話もありますけれども、公共事業という枠のとらえ方だけでなくして、ソフト面の事業をどういうとらえ方をするか、対象とするか、この点についてもぜひ、ひとつご検討をお願いしたいし、もう1つは、国営事業、県営事業だけでなくして、非常に住民の直接日常の生活に関係のある市町村事業、これは多分、あまり入っていないんじゃないかと私は思っておりますけれども、こういうものが一番災害、日常的な災害といえますか、関係がございますので、その辺をどうとらえていくかということが私は課題じゃなかろうかなと思っております。

今、国会でいろいろ議論されておりますけれども、道路の問題にいたしましても、もう道路はかなり進んだじゃないかという議論が一部でされておりますが、私ども地方に行きますと、市町村道路なんていうのは全く進んでいない状況なんです。したがって、こうし

た生活に密着したものについては、大規模な国営事業とか県営事業とか、そういうことだけでなくして、市町村がやっております日常の生活に関連するいろいろな事業がありますので、そうしたもので広げた上で議論の対象にしていただきたいなという思いでございます。

【森地分科会長】 ありがとうございます。たくさん大変重要なご指摘をいただきました。ほとんどが運用に当たってのご意見だったと理解をいたしました。そんなことで、本計画案につきましては、おおむねご了承いただけるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【森地分科会長】 ありがとうございます。それでは、本分科会として異存なしという扱いにしたいと思います。

続きまして、議事にその他とありますが、ほかにご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

【井本委員】 先ほどソフト面で、例えば地図をつくるにもお金がかかる、人材的にも大変だというようなお話がありましたけれども、特に地図の印刷とか配布というのは、非常にお金がかかりますし、図書館に入ってしまったら出てこない、あるいは役所に入ってしまったら出てこないということもあるので、だれでもがいつでも見られるように、インターネットでの配信を、もう少しいろいろな技術がある方があちこちにいらっしゃると思うので、そういうところで特殊土壌地帯の情報発信に使っていただければなと思うんですが。

【森地分科会長】 ありがとうございます。

【永嶋農村政策課長】 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ハザードマップの作成につきましては、我々もいろいろな形でお手伝いできればと考えております。ただ、地図をつくるというのではなくて、地図をつくる過程がまず重要ではないのかなと。要は住民の人たちに集まってもらって、どこが危険なのか。そして、どういう方向で逃げればいいのか、どこに逃げればいいのか、これを十分に議論してもらおう。ここがまず一番重要でありまして、そしてまた先生が言われるように、これをPRするといったことも非常に重要だと思っておりますので、事業ごとにそのの部分につきましては、先生のご意見を踏まえてやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【森地分科会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【磯部委員】 1つだけつけ加えさせてください。

特殊土壌地帯事業と対策事業とかというのが、市民というか、その地域の人間にとって、

ここの工事は何をやってらっしゃるんですかと、この間も見に行ったんですが、これはどういうあれなんだろうという話をしていたら、何かわからないんですけれどもという話で、それで看板を見ると、そういったことが書いてあったりして、なかなか個々の、先ほど申されたように、実績の額がどうかというところが低く下がってきているんですけれども、ほかの事業との連携もたくさん出てきておりまして、そういう意味では、なかなかわかりにくいところがあると思いますので、そのあたりを何かわかるようになって、あれするわけではないんですが、これを延長するときには、延長が必要だと言われるんですが、その結果として、そのあたりがなかなか見えてこないところも、連携は連携で私は非常にいいことだと思うのですが、そのあたりを少し目に見えるような形もつくっていただければいいのではないかと思います。

【森地分科会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら、これで終了したいと思いますが、本日の議事の概要につきましては、速やかに公表したいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、内波大臣官房審議官より一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく願いします。

【内波大臣官房審議官】 本日はお忙しい中、長時間にわたりまして活発にご審議いただきまして、ありがとうございます。本日いただきました、例えば地震、集中豪雨をはじめといたしました防災の観点からは、引き続き予断を許さない状況にあって、注意を要すること、あるいはコミュニティーの活性化、活用化を通じました地域振興の重要性、そしてまた他情報発信の重要性など、多範にわたる貴重なご意見をいただきました。私どもといたしましては、速やかに農林水産省及び総務省とともに、この特殊土壌地帯対策事業計画を正式に取りまとめまして、関係県に通知をする。その後、この3省をはじめとする各省庁及び関係県、関係市町村において具体の事業を速やかに、かつ円滑に実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、先生方におかれましては、今後とも引き続き特土対策全般のみならず、地域の活性化、過疎対策も含めまして、幅広くご指導、ご鞭撻のほどいただければありがたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

【森地分科会長】 ありがとうございます。事務局から連絡事項等あれば、よろしく願いいたします。

【大矢地方整備課長】 本日お配りいたしました資料につきましては、お席にそのまま

置いておいていただければ、後ほど事務局から送付させていただきます。また、本日の議事録につきましては、後日、各委員にご確認をお願いした上で公表させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【森地分科会長】 どうもありがとうございました。以上をもちまして、国土審議会第4回特殊土壌地帯対策分科会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

了